⑹　配置予定技術者

単体又は共同企業体の代表者は、次の資格を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）資格

技術士（電気電子門）又は１級電気施工管理技士で監理技術者資格証の交付を受けている者であること。

２）工事経験

平成８年度以降（ただし、類似工事に係る実績については平成18年度以降に限る）に元請又は一次下請けとして完成引渡が済んでいる以下の同種又は類似工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としては、出資比率20％以上の場合のものに限る）

また、工事実績は、日本原子力研究開発機構（旧日本原子力研究所又は旧核燃料サイクル開発機構）、原子力事業者（注）、省庁、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、公団等、都道府県、市町村が発注した工事に限る。

①　同種工事

元請又は一次下請として完成引渡が済んでいる原子炉等規制法の原子力施設で高圧多系統受電及び耐震Ｂクラス以上の設備を含む延べ面積が概ね1,600㎡以上の新築、増築又は改修の電気設備工事の実績とする。ただし、増築、改修の場合、増築、改修部の延べ面積が概ね1,600㎡以上の場合に限る。

②　類似工事

次のⅰ）およびⅱ）に示す電気設備工事の実績を有すること。

ⅰ）３階以上の建物で延べ面積が概ね1,100㎡以上の新築、増築又は改修の工事実績とする。なお、増築、改修の場合は、３階以上の建物で増築、改修部の延べ面積が概ね1,100㎡以上であること。

ⅱ）次のＡおよびＢに該当する工事の実績とする。なお、ＡおよびＢは別工事でも良い。

Ａ内燃機関の発電機の施工が含まれていること。

Ｂ高圧受電設備の施工が含まれていること。

（注）原子力事業者：電気事業法第２条に規定された電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第44条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第13条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第23条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第43条の規定に基づいた貯蔵に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第51条２の規定に基づいた廃棄の事業の許可を受けた事業者及び原子炉等規制法第52条の規定に基づいた核燃料物質等の使用等に関する事業の許可を受けた事業者とする。

⑺　単体又は共同企業体の代表者及び構成員が申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、原子力機構の「契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「東北地区」において受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑼　共同企業体の結成方法は自主結成とする。

⑽　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、原子力機構に対し、暴力団が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。

３　総合評価に関する事項（詳細は入札説明書による）

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「施工計画」、「価格」等をもって入札に参加し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、電子くじを用いて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高90点（技術提案60点、施工体制30点）とする。

②　「加算点」の算出方法は、評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計点となる。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目は以下の通りとする。（詳細は入札説明書による）

・企業の施工能力等について
・技術者の能力等について
・技術提案等について

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒319―1184 茨城県那珂郡東海村舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第３課　電話080―4798―5622、080―4654―3742

⑵　入札説明書の交付期間

令和４年３月15日から令和４年５月６日

なお、仕様書等については、機微情報が含まれるため、一部非公開としている。

入札参加希望者は、応札申請書を提出の上上記⑴まで連絡すること。

すべての仕様書等の交付を受ける際には、本入札のために機構が開示する情報の取扱いについて管理情報保持契約を締結するものとする。本契約の入札に際して、応札申請書を提出するとともに、機構が行う情報管理監査を受けて合格し、管理情報保持契約の締結をもって、すべての仕様書等の交付及び入札への参加を認める。

⑶　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術資料の提出期間

令和４年３月15日から令和４年６月９日10時まで

（原子力機構電子入札システムにより申請書を提出すること。詳細は入札説明書参照。）

⑷　入札期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札期間：令和４年７月１日10時00分から令和４年７月５日13時00分まで

開札日時：令和４年７月５日14時00分

場所：電子入札システム上で開札を行う。

提出方法：入札は電子入札システムにより行うこと。詳細は入札説明書参照。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除。ただし、債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券による保証若しくは履行保証保険契約を締結すること。この場合の保険金額又は保険金額は請負代金額の10分の３以上とする。

⑶　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、電子入札において「ＪＡＥＡ電子入札システム運用基準」に違反した者の行った入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。